文 本件訴えを却下する 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

被告が、 別紙物件目録記載の土地の平成13年度の固定資産課税台帳登録価格について、平成16年10月26 日付けでした審査申出の棄却決定は、2億9947万5000円を超える部分について取り消す。 事案の概要

本件は、土地の所有者が平成13年度の固定資産課税台帳に登録された価格を不服として、被告に対して審査の申出をしたところ、これを棄却する旨の決定(以下「本件決定」という。)がされたので、同年度の固定資産税の賦課期日(平成13年1月1日)より後に、その所有者から土地を買い受けて所有権移転登記を経由していた原告が本件決定を違法であるとして、その取消しを求める事案である。 1 前提となる事実

(1) 北九州市長は、別紙物件目録記載の土地(以下「本件土地」という。)について、平成13年度固定資産税の価格を4億2490万800円と決定し、固定資産課税台帳に登録した(争いのない事実)。 (2) 原告は、平成13年3月16日、当時の登記簿上の所有名義人であった古林紙工株式会社から、本件土地及び (1) 北九州市長は、

同土地上の建物を2億9947万5000円で買い受けてこれらを所有し、その所有権移転登記を経由している(甲3,12及び争いのない事実)。

3, 12及び争いのない事実)。
(3) 古林紙工は、原告を代理人として、上記登録価格について、同年4月19日付けで、被告に対して審査申出をしたところ、北九州市長は、本件土地の価格を3億8242万0500円と決定し、固定資産課税台帳に同価格を登録した(以下、この登録された価格を「本件登録価格」という。争いのない事実)。
(4) 古林紙工は、本件登録価格を不服とし、原告を代理人として、同年6月12日付けで、被告に対し、審査申出(以下「本件審査申出」という。)をした(争いのない事実)。
(5) 被告は、平成16年10月26日付けで本件決定をし、同月28日、同決定に係る決定書が送付された(争いのない事実及び弁論の全趣旨)。

- - 2 本件訴えの適法性について
 - 審査請求前置

(原告の主張) ア原告は、古林紙工から本件土地を買い受け、平成13年度分の同土地の固定資産税の全額を負担する者であるから、古林紙工と原告は、本件登録価格の決定について一体的な利害関係を有し、実質的に見れば、本件審査申出は同時に原告のための審査申出と同視しうる特段の事情が存する。したがって、本件においては、適法な審査請求が前置

されている。 イ 本件審査申出を実際に行い、その際の主張立証活動の中心を担ったのは原告であり、平成13年度の固定資 産税を実際に納付したのも原告であるから、適法な審査請求手続を経たものである。

(被告の主張)

(被告の主張)
原告は審査請求手続を経ていないから、本件訴えは不適法として、却下を免れない。
ア本件審査申出は、前所有者である古林紙工が申出人であり、原告はその代理人にすぎない。
また、固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、固定資産に対し、その所在する市町村において課される(地方税法(以下「法」という。)342条1項、359条)が、固定資産税が最に所有者として登記での所有者である古林紙工が申出人であり、原告はその代理人にすぎない。
また、固定資産の所有者とは、土地については、土地登記簿若しくは土地補充課税については、平成13年1月1日を賦課徴収度係に所有者として登記されている。
したがって、平成13年度の固定産税が最終を負うことはないから、固定資産税の賦課徴収関係において、前所有者が納税義務者であり、原告が納税義務を負うことはないから、固定産税の賦課徴収関係において、前所有者がある古林紙工と原告が一体的関係又は承を負づことはないから、固定産税の賦課徴収関係において、前所有者である古林紙工と原告が一体的関係又は承を負項は、「審査請求の自定産税の賦課徴収関係において、前所有者である市本紙工と原告が一体的関係又は承継関係を有有るものではない。
ウ 法433条によらって準用される行政不服審査法(以下「行服法請求人の地位を承継することができる。」と規定している。また、固定資産評価審査委員会では、特定の権利の授受があったとして許可することに、は、当該権利にかかわる処分についての審査請求がもはや関心のないものとなった場合に、譲渡人に経行されては、当該権利にかかわる処分についての審査請求がもはや関心のないものとなった場合に、譲渡人に経行されている。とによるものであるから、原告が審査請求手続を経ていないことに変わりはない。
(2) 原告適格

原告適格

(原告の主張)

(原告の主張)
ア 固定資産税法制においては、基準年度の固定資産税の課税標準となった価格が当然に第2年度及び第3年度のそれとして登録されることとなる。したがって、基準年度以降に当該固定資産を所有するに至った者は、基準年度の登録価格を基礎とした価格を課税標準として固定資産税を課されることになるから、基準年度の登録価格に関する審査決定に必然的に拘束されることになり、その法律上保護された利益を侵害されるので、原告適格が認められる。なお、本件土地については、基準年度は平成12年度であるが、北九州市長が平成13年度(第2年度)の登録価格を修正したので、法349条3項により、この価格を基準とした価格が当然に第3年度である平成14年度の固定資産税の課税標準とされ、平成14年1月1日において本件土地の所有者である原告に固定資産税が課されるのであるから、原告は本件決定について法律上の利益を有する者に当たり、原告適格が認められる。イ原告が納税者となる本件土地の不動産取得税の課税標準は、平成13年度の固定資産課税台帳の登録価格により決定される(法73条の21第1項本文)。そして、上記の決定は行政処分として公定力を有し、本件登録価格が

イ 原告が納税者となる本件土地の不動産取得税の課税標準は、平成13年度の固定資産課税台帳の登録価格により決定される(法73条の21第1項本文)。そして、上記の決定は行政処分として公定力を有し、本件登録価格が本件土地の客観的に適正な時価と一致していなくても、それが法73条の21第1項ただし書所定の程度に達しない以上は、不動産取得税の納税者は、その賦課処分の取消訴訟において、固定資産課税台帳の登録価格が客観的に適正な判決をはないと主張して課税標準たる価格を争うことはできない(最高裁昭和51年3月26日第二元が一機に返すを機関でいる。)。その上、同項ただし書にいう「当該固定資産の価格により難いとき」とは、当該不動産につき、固定資産課税の賦課期日後に増築、改築、損壊、地目の変換その他特別の事情が生じ、その結果、上記登録価格が当該不動産の適正な時価を示しているものということができないため、同登録価格を不動産取得税の課税標準としての不動産の価格とすることが適当でなくなった場合をいうものと解すべきである。したがって、不動産取得税の納税者は、同登録価格を課税標準としてされた賦課処分の取消訴訟においては、当該不動産の時価と同登録価格とに隔差があることを主張するだけでは足りず、それが賦課期日後に生じた上記にいう特別の事情によるものであることをも主張する必要があるものというべきであるとされている(最高裁平成6年4月21日第一小法廷判決・裁判集民事172号391頁)。

したがって、不動産取得税の納税者は、不動産取得税の賦課決定の取消訴訟において、固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格を争うことが実質的にはできない。租税法律主義(憲法30条、84条)においては、課税要件の全てが法律上の根拠を有することが必要であるとともに、具体的な課税処分において課税要件を充足する事実の存否及び課税要件が適正な法律上の根拠を有しているか否かが司法審査の対象となるべきであり、この点からすると、固定資産課税台帳の登録価格によって納税義務を負うべき者は、その価格の決定を争う手段が法的にも保障される必要がある。ところが、上記の各最高裁判決によれば、日本経済版技を発うことができず、注律上保護された利益を侵害は、日本経済版技を発うことができず、注律上保護された利益を侵害 も、固定資産評価委員会の審査決定がある場合には、同登録価格を争うことができず、法律上保護された利益を侵害さ れることになる。

よって、本件土地について不動産取得税の納税義務を負う原告に原告適格が認められるべきである。 ウ 審査申出人の地位の承継について 本来、被告は、中立公正な立場において、固定資産の評価について不服のある納税者の権利保護をすべく設置されているものであり、他方、原告は税法に関する専門家ではなく、一般の納税者にすぎない。このような状況においては、被告は、納税者の権利保護の実質を図るため、本件審査申出に係る地位の承継について教示すべき義務がある。現に、多くの市町村の固定資産評価審査委員会においては、本件と同様の状況の下では、審査申出人側に対して、

る。現に、多くの市町村の固定員住計画番官委員会においては、本件と同様の状況の下では、番査中田人側に対して、 地位承継許可申請を教示している。 原告は審査申出人の地位の承継手続を行っていなかったところ、被告は、原告が本件土地の所有者であることを十分承知し、本件審査申出から本件決定までの3年余りの間、その機会があったにもかかわらず、原告に対して審査申出に係る地位の承継の手続について教示をしなかった。 本件のように、被告が上記の教示をしなかったことにより審査決定の当事者となることができなかった場合に原告適格が認められないとすると、その利益侵害の程度は著しいから、原告適格が認められるべきである。

(被告の主張)

(被告の主張)
ア 固定資産課税台帳の登録価格は、基準年度の価格を基本的に据え置き、第2、3年度において地価の下落が認められる場合は修正基準によって修正することが法により規定されており、価格自体は所有者の変更に何ら影響されるものではないので、第2、3年度に買い受けた者が基準年度の価格に拘束されることになっても、それは法の予定しているところであって、利益を侵害される者とはいえないから、原告適格は認められない。
イ 不動産取得税の課税標準について、特別の事情があるため登録価格により難い不動産については、道府県知事は、固定資産評価基準によって課税標準を決定することとされており(法73条の21第1項ただし書)、その価格はその不動産に類似する不動産の登録価格に比準するものでなければならないと解されている。したがって、地価の急落により取得価額が登録価格を下回った場合等は、特別事情として登録価格により難いことを主張することができるから、原告が不動産取得税の賦課処分の取消訴訟において登録価格を争うことができないわけではない。ウ 被告が、審査請求手続における地位承継の手続を教示すべき義務はない。
(3) 本件土地の適正な時価

本件土地の適正な時価

(原告の主張)

原告は, 本件土地の近隣地域の取引実例の情報も得た上、本件土地及び同土地上の建物を2億9947万5 000円で買い受けた。

以上によれば、本件土地の適正な時価は、上記アの取引価格を超えることはあり得ない。

(被告の主張)

アー本件土地は、主として都市計画法で定める工業地域内で敷地面積が9000平方メートル程度までの工場、 流通センター等が集中している地域に所在することから、中小工場地区に区分し、lpha等に係る一定の地域を1つ

第3 当裁判所の判断

原告適格について

原告が本件決定の名宛人としての原告適格を有するか

(1) 原告か条件決定の名苑入としての原告適格を有するか ア 固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる(法434条1項)。また、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服は、固定資産評価審査委員会への審査の申出及び同委員会の決定に対する取消しの訴えを提起することによってのみこれを争うことができる(同条2項)。したがって、同委員会の決定に対して取消訴訟を提起することができるのは、納税者であって、同委員会に対して審査の申出をした者ということになる。 イ 平成13年度の固定資産税の納税者

1 平成 13年度の回定資産税の納税有 土地の固定資産税は、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者に対し、当該 年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日として課される(法343条1項、2項、359条)。 したがって、本件土地の平成13年度の固定資産税については、平成13年1月1日における登記簿上の所 有者である古林紙工に対して課され、同社が納税者であり、その後に登記簿上の名義が原告に移転されたことによって 納税者に変更が生じるものではない。 ウ そうすると、その余の点について判断するまでもなく、原告は本件決定の名宛人としての原告適格を有しな

原告が第三者として原告適格を有するか

取消訴訟は、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができ(行政事件訴訟法9条1項)、その法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の趣旨及び目的並

びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮すべきである(同条2項)。そこで,以下,こうした 観点から判断する。

。 法349条1項ないし3項によれば、土地及び家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度をいう(法341条6号)。)においてはその年度の賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録されたものとし、第2年度及び第3年度においては、原則として新たな評価を行わず、その基準年度の固定資産税の課税標準となった価格で固定資産課税台帳にあるます。

及び第3年度においては、原則として新たら計画で1049、、この金十一、税負担の安定を図るとともに、課税事務の簡素化を課税台帳に登録されたものとされている。この価格の据置制度は、税負担の安定を図るとともに、課税事務の簡素化を考慮したものである。そして、既に基準年度において、基準年度の納税者に登録価格について審査申出をする機会が与えられているから、据置年度において、専力の変変又は損壊その他これらに類する特別の事情がある場合等には、当該中地ときることができる(法432条1項ただし書、349条2項1号)とからすると、生できない。一般である。とは必ずる特別の事ではない。第2年度又は第3年度の制税者の無限申立てが制限の事項に対するを認める必要はないる場合に第2年度又は第3年度の固定資産税の納税者の不服申立てが制限される品とは必ずる不服申立ての制度、方に第2年度又は第3年である。当時の新規者に関するものとは、法73条をの21第1項ただし書に該公司とはできない。一次できる(法432条1項ただし書、349条2項1号)とはできない。「中国で変換、不動産取得税間事が不動産取得税に表する不服申立ての制度に当該不動取得税間事が不助産取得税の課税標準である不動産項をとしているともない。「中国では、法73条をの21第1項ただし書に該公司とない限り、相当であり、1項ただし書所定の福格が各級の40年では、法73条をの21第1項ただしまであるとなくが第4年の納税者は、上記を録価格によりこれを決定するとれが表の21年対しても、でも、対策を開始において、上記を録価格がある。最近に対して、上記を設定するともれがまなのではないに、上記を取得のではないに、上記を取得のではないに、上記を表して、日本の表には、上記を表して、日本の表にのの表に、日本の表に、日本の表には、日本の表

ない。

2

よって、本件訴えは不適法であるから、却下することとする。 福岡地方裁判所第1民事部

> 啓 裁判長裁判官 須 \blacksquare 之

> > 裁判官 谷 泰